

不祥事根絶のための校内ルール（令和7年度）

本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、一丸となって教育に取り組む集団であると強く信じています。

そのために、校内ルールを文章化することで、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事を発生させないように努めます。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして先生方自身を守るためのルールです。

【わいせつ事案】

- ・他者、特に生徒の身体へ接触は、安全確保等社会通念上認められるもの以外行わない。
- ・生徒への指導及び相談等の対応には複数名で対応し、個室等での生徒と1対1の状況は原則として作らない。やむを得ず1対1で対応を行わなければならない場合は、人の目が入る場所で行う。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・教育目的外で生徒に対して性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- ・生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ずSNS等でやり取りをする場合は、複数の目が入るようにする。

【飲酒事案】

- ・生徒引率中に飲酒はしない。
- ・酒席会場には、私的な場も含めて自家用車（自転車を含む）では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者は、事前に幹事や周囲の教職員にその旨を伝える。

【個人情報流出事案】

- ・個人情報を含む発送文書を取り扱う際には、必ず複数名で作業を行う。

【その他】

- ・教職員同士で互いに注意し合える関係を構築する。
- ・職務外の場でも、常に教育公務員としての自覚をもち、品位ある行動をとる。